

生駒市下水道事業経営健全化計画(平成19年度～23年度)

1 下水道事業経営健全化計画の目的

本市の平成18年度末の下水道普及率は、49.6%と低い水準にあり、今後さらに、公共下水道の整備を推進していく上で、多額の資本的支出を必要とすることから、事業の計画性・効率性を確保し、経営基盤の強化を図るために、経営健全化計画を作成いたしました。特に今回の計画は、国の施策である公的資金補償金免除繰上償還を行うために作成・公表を義務付けられたものでもあり平成19年度から23年度までの5年間の計画を作成いたしました。

2 経営健全化の取組み

下水道事業の健全な経営を行うため、以下の計画を作成しました。

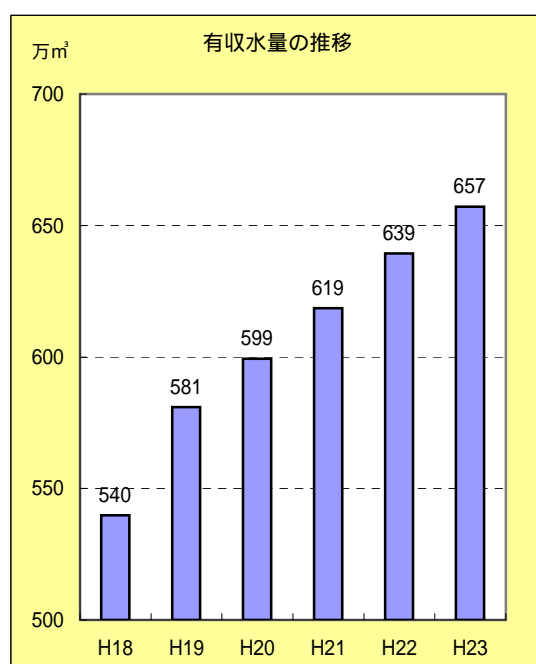
(1)経営の効率化に努めます。

下水処理費用等のコストに見合った適正な使用料水準の導入を図るとともに、下水処理場の運転管理委託業務を平成19年度から長期継続契約を締結することにより支出の軽減を図ったところですが、今後より一層の合理化等により経費の削減に努めます。また、供用開始区域内での下水道未接続家屋の早期接続を促すことにより、使用料収入の増加をめざします。

(2) 企業債の繰上償還を行い、支払利息の負担を軽減します。

平成19年度から平成20年度までに実施される公的資金補償金免除繰上償還(約16億4,700万円)を行い、約4億6,200万円の支払利息の軽減を図ります。

(3) これらにより、さらなる経営基盤の強化を図り、より一層の下水道事業の推進に努めます。



《用語の解説》

下水道普及率

下水道の整備状況を表す指標のことで、全体の人口のうち、どのくらいの人が下水道を使える環境になったかを示す割合です。全国平均は、70.5%となっています。

資本的支出

施設の建設改良費と公債費の償還元金をいいます。

供用開始区域

下水道が整備され、下水を下水処理場により処理することが可能となった地域で、公示された区域のことです。

有収水量

下水道使用料の対象となっている水量をいいます。